

令和7年度 第1回 酒田市中学校部活動改革推進協議会

令和7年6月2日(月) 14:30~16:30

第1・2委員会室

進行: 学校教育課長

本市における生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築及び教員の働き方改革の推進の両立を目的とした部活動改革を推進するため、酒田市中学校部活動改革推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
酒田市中学校部活動改革推進協議会設置要綱(設置)第1条より

- | | |
|--|--------------------|
| 委嘱状手交 | 教育長 |
| 1 開会 | 教育次長 |
| 2 あいさつ | 教育長 |
| 3 委員の紹介 | 事務局 |
| 4 協議会会長の選出・副会長の指名 | 事務局 |
| 5 報告 | 事務局 |
| (1) 酒田市の中学校の現状、及び地域展開進捗状況 | |
| (2) 令和7年度の重点 | |
| (3) 質疑応答 | |
| 6 協議 | 議長: 協議会会長 |
| <ul style="list-style-type: none">・ ワークショップ形式で行います。グループは別紙のとおりです。・ コーディネーターと発表者は、事務局員が務めます。・ (2)で出された意見をまとめ、(3)でグループごとに報告します。・ (4)の総括は、石塚アドバイザーにお願いします。 | |
| (1) 事務局からの説明 | 15:00~15:05 |
| (2) 令和7年度地域展開に向けての意見交換 | 15:05~15:50 (45分間) |
| (3) グループごとの報告(1グループ4分以内) | 15:50~16:10 |
| (4) 総括 | 16:10~16:20 |
| 7 諸連絡 | |
| ・ 第2回推進協議会について 他 | |
| 8 閉会 | 教育次長 |

令和7年度 酒田市中学校部活動改革推進協議会 委員名簿

No	区 分	団 体 名	氏 名	備 考
1	スポーツ団体	酒田市スポーツ協会	齋 藤 隆	協議会長
2		酒田市スポーツ振興会	杉 山 道 弘	
3		酒田市スポーツ少年団本部	齋 藤 勉	
4	文化芸術団体	酒田市芸術文化協会	村 上 幸太郎	協議会副会長
5	総合型地域 スポーツ クラブ	希望ヶ丘体育文化振興会	樋 浦 紗 季	
6		きらり川南スポーツクラブ	加 藤 雅 広	
7		ひらた目ん玉スポーツクラブ	丸 山 清	
8	学校関係者	酒田市中学校長会	佐 藤 英 喜	
9		飽海地区中学校体育連盟	小 林 千 里	
10		飽海地区中学校文化連盟	中 村 恵 子	
11	保護者	一中保護者代表	小 野 弘 志	
12		二中保護者代表	加 藤 夕 佳	
13		三中保護者代表	齋 藤 佳代子	
14		四中保護者代表	天 野 岳 人	
15		六中保護者代表	齋 藤 将 人	
16		鳥海八幡中保護者代表	荒 生 真央里	
17		東部中保護者代表	田中井 祐 一	
18	有識者	山形県部活動改革アドバイザー	石 塚 大 輔	

令和7年度 酒田市中学校部活動改革推進協議会 委員名簿

<市関係課>

NO	課・役職	氏名	備考
1	酒田市教育委員会 教育長	赤坂 宜紀	
2	教育次長	堀賀 泉	
3	企画管理課 課長	斎藤 正人	
4	スポーツ振興課 課長	樋渡 隆	
5	社会教育課 課長	前田 聡子	
6	文化政策課 課長	大井 庄栄	

<事務局> 学校教育課

NO	課・役職	氏名	備考
1	学校教育課 課長	今井 綾子	事務局長
2	指導主幹	佐藤 好博	事務局
3	課長補佐	遠藤 理恵	事務局
4	指導主事	小林 大樹	事務局
5	指導主事	櫻井 智洋	事務局
6	調整主任	斎藤 則子	事務局
7	部活動改革総括コーディネーター	高橋 健	事務局

酒田市中学校部活動改革推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築及び教員の働き方改革の推進の両立を目的とした部活動改革を推進するため、酒田市中学校部活動改革推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 中学校における部活動の地域連携・地域展開に向けた持続可能なスポーツ・文化芸術環境の構築に関する事
- (2) 地域の運営団体又は実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動(以下「地域クラブ活動」という。)に関する事
- (3) 地域の指導者等の活用に関する事
- (4) 「酒田市中学校部活動改革について(地域クラブ活動推進計画)」の審議並びに進捗状況の点検及び評価に関する事
- (5) その他協議会が特に必要と認める事項

(構成等)

第3条 協議会委員(以下「委員」という。)は、おおむね20人の範囲で、次に掲げる者のうちから酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) スポーツ・文化芸術団体関係者
- (2) クラブ関係者
- (3) 中学校関係者
- (4) 保護者
- (5) その他教育長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、4月1日から3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長が選出される前に開催される会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聞き、並びに必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(謝金等)

第7条 委員が会議に出席した場合は、予算の定めるところにより、謝金及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 酒田市中学校部活動改革体制整備事業

第1回 酒田市中学校部活動改革推進協議会

令和7年6月2日(月)

14:30～16:30

第1・2委員会室



地域展開の必要性

- その1 中学生の人数の減少と部活動加入率の低下
- その2 指導者の人数の不足
- その3 部活動の数は微減
- その4 教員数の減少
- その5 国や県の方針 (教員の働き方改革)
- その6 学校に地域のを、地域に学校のを
(スクール・コミュニティ構想)

- ※ 単独の部・チームでの活動が難しくなっている
- ※ 教員の超過勤務・負担感の増大

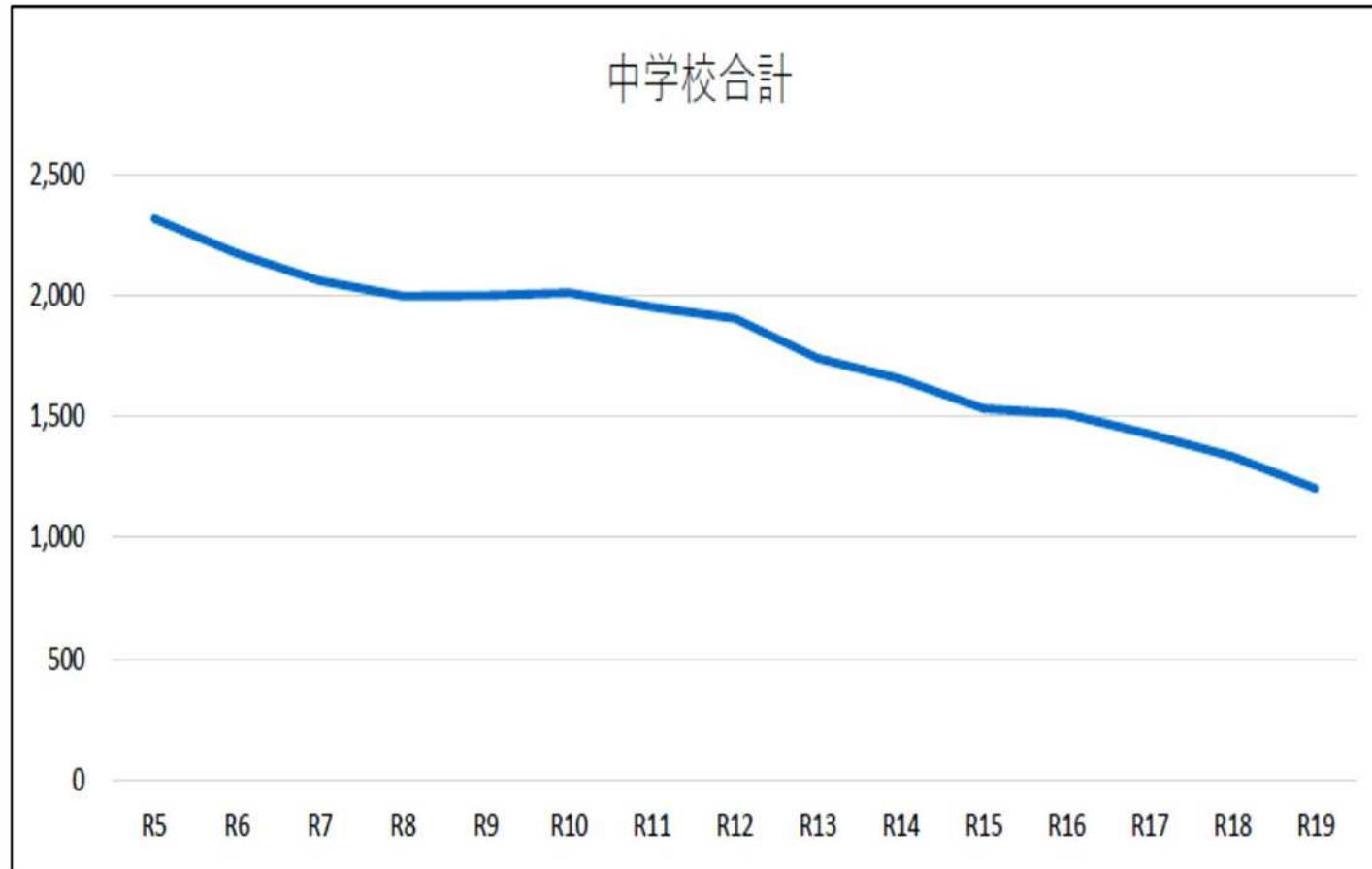


中学校の現状・地域展開進捗状況



令和7年度 酒田市教育人口統計

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
中学校合計	2,322	2,177	2,064	2,001	2,003	2,015	1,956	1,908	1,743	1,659	1,535	1,513	1,429	1,338	1,205



令和7年度 酒田市立各中学校 部活動数

NO	種 目	-中	二中	三中	四中	六中	鳥海八幡中	東部中	備考
1	陸上	0	0	0	0	0	0	0	
2	野球	0	0	0	0	0	0	0	
3	男子バスケットボール	0	0	0	0	0	0	X	
4	女子バスケットボール	0	0	0	0	0	0	0	
5	男子バレーボール	0	X	0	0	0	X	X	
6	女子バレーボール	0	0	0	0	0	0	X	
7	男子ソフトテニス	0		0	0	0			
8	女子ソフトテニス	0	0	0	0	0	0	0	
9	男子卓球	0	0	0	0	0	0	0	
10	女子卓球	0	0	0	0	0	0	0	
11	剣道	0	X	0	0	0	0	0	
12	柔道	0	X	X	0	0	X	X	
13	サッカー	0	0	0	0	0	X	0	
14	水泳	0	0	0	0	0	0	0	
15	ソフトボール	X	X	0	0	X	X	X	
16	新体操・体操	X	X	X	X	X	0	0	
17	スキー	X	X	X	X	X	0	X	
18	吹奏楽	0	0	0	0	0	0	0	
19	音楽	X	X	0	0	X	X	X	
20	パソコン・科学	X	0	0	0	X	X	X	
21	美術	0	0	0	0	0	X	0	
22	文芸	X	0	X	X	X	X	X	
23	総合文化	X	X	X	X	X	0	X	
	合計	15	13	18	18	15	13	11	103

R4:137部→R7:103部



教員の「時間外在校等時間調査」推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
80時間超人数	38	26	11	3
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外業務延べ日数(部活動)	10,779	11,422	7,105	4,921



進捗状況（～令和6年度）

総数	運動部（含：準部扱い）	文化部
103	83（準部15）	20（休日活動9）
地域展開したクラブ数 【展開率】	40（準部15） 【48%】	0 【0%】

各年度の重点

令和5年度

重点1：移行目的の理解促進
重点2：人材発掘・育成
重点3：組織確立・物的環境整備

令和6年度

重点1：受け皿となるクラブの設立
重点2：人材発掘・育成
重点3：クラブ支援

令和7年度

重点1：受け皿となるクラブの設立
重点2：人材発掘・育成
重点3：クラブの広域化

地域展開形態（受け皿）

第一中学校区 → 希望ヶ丘体育文化振興会
第四中学校区 → きらり川南スポーツクラブ
東部中学校区 → ひらた目ん玉スポーツクラブ

第二中学校区 → 酒田二中クラブ振興会
第三中学校区 → 酒田三中クラブ振興会
第六中学校区 → 酒田六中クラブ振興会
鳥海八幡中学校区 → 鳥海八幡ジュニアクラブ（仮称）

ニ三六
スポーツ文化
クラブ（仮称）



成 果

- 1 サポーター・バンクの立ち上げ、セミナーの開催
- 2 地域クラブ化の進捗
- 2 保護者・指導者の意識・関心の高まり
- 3 教員の超過勤務の減少



課 題

- 1 指導者の発掘・育成
- 2 活動場所の確保
- 3 受益者負担に対する理解
- 4 事務処理の簡略化(運営体制)
- 5 持続可能性



令和7年度の重点



酒田市教育委員会の方針

(5) 令和7年度の重点

重点1：受け皿となるクラブの設立・支援

重点2：人材発掘・育成

重点3：クラブの広域化

重点1：受け皿となるクラブの設立・支援

運営主体（受け皿）となり得る団体・組織の確立

受け皿となるクラブとの定期的・計画的な「ヒアリング」の実施

スポーツ団体、文化芸術団体等との協議・依頼

管理システムの実証

重点2：人材発掘・育成

酒田市「スポーツ・文化サポーターバンク」の募集・運営・登録

「サポーター・セミナー（5月・11月）」の開催

スポーツ団体、文化芸術団体等との協議・依頼

重点3：クラブの広域化（連携・統合）

近隣中学校・他校・他学区との連携

遊佐町・他市町村との連携・協力体制づくり



令和7年度地域展開に向けての課題

(指導者・財源・管理体制 等)



- 1 酒田市としてのビジョンについて
 - ① 計画・課題・市民に考えてほしいこと、等の説明
- 2 文化部について
 - ① 練習場所の確保
 - ② 楽器運搬の費用等
- 3 学校校舎利用時のセキュリティについて
- 4 その他
 - ① 練習試合の交渉等はだれが行うのか
 - ② 地域クラブの学校施設の優先的利用について
 - ③ スポーツ施設増設について
 - ④ 校舎施設の民間による管理は可能か

< 「市民のための説明会」より >



国の実証事業の委託先への「次に生かすアンケート」結果

＜委託の基準＞

- 1 地域展開の受け皿となっているクラブ
- 2 「部活動ガイドライン」を遵守しているクラブ
- 3 山形県中学校体育連盟の県大会出場要件を満たし認定されているクラブ
- 4 独自の規約を持ち、会費を運営に充てているクラブ



- | | |
|--------------------|---------------|
| 1 希望ヶ丘体育文化振興会 | 6 川南アスリートクラブ |
| 2 川南きらりスポーツクラブ | 7 東部卓球クラブ |
| 3 目ん玉スポーツクラブ | 8 酒四柔道クラブ |
| 4 酒南ジュニア柔道クラブ | 9 ルミナーレ新体操クラブ |
| 5 ハイクリア(バドミントンクラブ) | |



1 成果

- ① 指導者の責任感の向上（専門指導・等）
- ② クラブとしての認知度の向上
- ③ 子どもの選択肢の拡大、活動するための人数の充足

2 課題

- ① 事務手続きの煩雑さ（謝金・実績報告・提出書類・等）
- ② 学校施設の利用制限（クラブとしての利用）
- ③ ガイドラインの押し付け
- ④ 地域展開への理解度の温度差（受益者負担・等）
- ⑤ 学校の協力性の低下のおそれ
- ⑥ 生徒の評価場面の減少（壮行式・表彰・便りへの掲載・等）

3 要望

- ① 事業の継続を希望
- ② 指導者のレベルアップ
- ③ 団体資格の明確化



酒田市中学校部活動改革推進協議会

参考資料



目次

1	中学校運動部活動に地域展開における用語の定義	1
2	「保護者会クラブ」と「地域クラブ」の違い	2
3	令和7年度 地域クラブの地域展開状況	3
4	令和7年度 酒田市立各中学校部員数	4
5	生徒・保護者・教員アンケートの結果	11
6	酒田市教育委員会の方針	14
7	酒田市中学校部活動改革推進協議会について	17
8	酒田市中学校部活動等ガイドライン（概要版）	19

中学生運動部活動の地域展開における用語の定義

＜中学校の活動＞

名 称	定 義	責任	指導者	会費	対象	中継
学校部活動	学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、校長が認めた指導者（顧問・外部指導者等）のもと、生徒の自主的、自発的な参加により、主に授業後や休日等に行われる課外活動	中学校 校長	教員 部活動指導員 外部指導員	なし	中学生	可
合同チーム	それぞれの学校に部活動があり、それぞれに指導者がいるものの、あくまで一時的に、大会に同じチームとして出場するために一緒に練習をしたりするもの	中学校 校長	教員 部活動指導員 外部指導員	なし	中学生	可
合同部活動	市町村の判断のもと、複数の学校で一つの部活動を拠点校に設置すること。その際は当該校の各指導者（顧問等）が部活動に配置される。（それぞれの学校に部活動、及び指導者がいること。東北大会以上は出場不可）	中学校 校長	教員 部活動指導員 外部指導員	なし	中学生	可
保護者会	部員の活動を、学校教育活動外の時間帯においても、安全でかつ充実した活動が行えるよう支援する部員の保護者組織。 保護者単独での練習会の開催はしないこととなっている。	中学校 校長	教員 部活動指導員 外部指導員	あり	中学生	不可

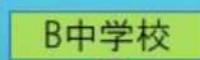
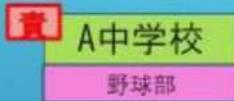
＜地域クラブ活動＞

名 称	定 義	責任	指導者	会費	対象	中継
任意団体 クラブ	営利を目的とせず、地域住民が主体的に組織運営するクラブ 例：ふたば体操・Jrバドミントン・酒南グエツ柔道・川南AC・青龍・Beast running academy	クラブ 長	所属指導員	あり	小学生 中学生	認可 の上 可
民間クラブ (含：企業・プロスポーツクラブ)	対価を得て、営業としてスポーツサービスを提供し、競技力のレベルアップを目的とするクラブ。「教えることを仕事としている経験者」が指導する 例：酒田スイミング・加賀イッ・プラス・アマール・シティ・イオリグ・アス	クラブ 長	所属指導員	あり	小学生 中学生	認可 の上 可
スポーツ 少年団	スポーツを通して青少年の心と体を育み、人々をつなぎ地域づくりに貢献することを目的とする	本部長	所属指導員	あり	3歳～ 19歳	認可 の上 可
総合型地域ス ポーツクラブ	幅広い世代の人々が各自の興味関心・競技レベルに合わせ、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する地域密着型スポーツクラブ 例：希望ヶ丘・きらり・目ん玉・元気王国・酒田市ホップ・YY・六華・みなホップ・松山・鳥海ふれあい	クラブ 長	所属指導員	あり	制限 なし	認可 の上 可

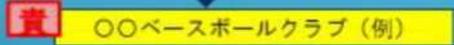
現在の「保護者会クラブ」

「地域クラブ」(1校単独)

どこがちがう？



責→責任の所在



- ① メンバー…部員と同じ生徒
- ② 年代…同一中学校の中学生
- ③ 指導者…部活動指導員・外部コーチ
- ④ 責任の所在…**学校**
- ⑤ 運営…保護者(毎年交代)
- ⑥ 規約・安全管理体制…なし
- ⑦ 保険加入…各クラブ判断

あくまでも、学校部活動の延長線上にある

- ① メンバー…全域から再募集
- ② 年代…同世代・多世代
- ③ 指導者…有資格者(公認)
- ④ 責任の所在…**クラブ**
- ⑤ 運営…地域の方(継続的)
- ⑥ 規約・安全管理体制…あり
- ⑦ 保険加入…必須

学校部活動とは異なる別の組織

0	2	×	1	1	1	×	2	2	0	×	2	2	0	×	4	4	0				
3	0	×	3	3	0	○	1	1	1	×	2	2	0	/				○	1		
		×	4	4	0	○	2	2	0	×	3	3	0	×	2	2	0				
7	0	×	3	3	0	○	4	4	0	×	3	3	0	○	5	5	0	○	4		
		×	3	3	0																
/		○	準部扱い			○	3	3	0	×	1	1	1	×	3	3	0	○	4		
/		/				○	1	1	1	○	準部扱い			/				/			
2	0	×	3	3	0	×	2	2	0	×	1	1	1	/				○	1		
部扱い		○	準部扱い			○	準部扱い			○	準部扱い			○	準部扱い			○			
/		×	5	5	0	×	2	2	0	/				/				/			
/		/				/				/				×	0	0	2	○			
/		/				/				/				×	1	1	1	/			
0	2	×	0	0	2	×	0	0	2	×	0	0	2	○	広域連携（遊佐へ）			×	0		
/		×	1	1	1	×	0	0	2	/				/				/			
18	7	2	42	42	6	11	25	25	10	3	21	21	7	5	17	17	5	9	18		
24		18		32		18		18		32		15		30		13		24		10	

市内の連携）及び広域連携（他市町村との連携）は3クラブ。

は、あと合計47名の指導者が必要。

者が全くいないクラブは9クラブ（最低9人必要：運動4・文化5）。

部 名	顧 問	性 別	人 数				
			1年	2年	3年	合計	
野 球	海藤 和紀 北脇 健司	男	7	8	5	20	
サッカー	佐藤 淳一	男女	1	1	1	3	
陸 上	三浦 範信 樋渡 拓	男	0	4	2	6	12
		女	4	2	0	6	
剣 道	樋坂 真理	男	3	2	0	5	
		女	0	1	1	2	
卓 球	佐藤 益弘 伊藤久美子 阿蘇 正徳	男	2	6	4	12	
		女	2	0	7	9	
ソフトテニス	後藤 永 久保田尚矢	男	5	3	6	14	
		女	5	6	1	12	
バスケットボール	齋藤 葉川 佐藤 恵	男	6	2	0	8	
		女	5	3	4	12	
バレーボール	安達 祥太 斎藤 千愛	男	0	0	9	9	
		女	5	5	4	14	
(水 泳)	佐藤 由梨	男女	6	4	9	19	
吹 奏 楽	安達 智明 渡会 明子	男女	4	13	15	33	
美 術	石井 諭	男女	16	18	8	42	
計			71	78	76	225	
生徒数			98	103	92	293	

酒田二中

	1年			2年			3年			合計
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	
野球部	3		3	5		5	9		9	17
サッカー部	3		3	2		2	7		7	12
陸上競技部	6	6	12	9	5	14	1	5	6	32
バレーボール部		1	1		8	8			0	9
男子バスケットボール部	3		3	5		5	6		6	14
女子バスケットボール部		2	2		2	2		14	14	18
男子ソフトテニス部	7		7	1		1	16		16	24
女子ソフトテニス部		4	4		1	1		2	2	7
男子卓球部	5		5	8		8			0	13
女子卓球部		1	1		5	5		4	4	10
吹奏楽部	1	8	9	2	6	8	1	13	14	31
科学部	4		4	4		4			0	8
文芸部	2		2	2	7	9		6	6	17
美術部		9	9	1	3	4	1	5	6	19
水泳部	6		6		3	3	1		1	10
外部	12	13	25	6		6	9	1	10	41
無所属	3		3	1	1	2		5	5	10
合計	55	44	99	46	41	87	51	55	106	292
部活動加入者数			71			79			91	241
部活動加入率			71.7			90.8			85.8	82.8

No.	種目	1年	2年	3年	合計
1	(外)空手	3	0	1	4
2	(外)キックボクシング	1	0	0	1
3	(外)弓道	1	1	0	2
4	(外)剣道	0	1	0	1
5	(外)サッカー	9	13	5	27
6	(外)太鼓	1	0	0	1
7	(外)体操	1	0	0	1
8	(外)テニス	1	0	0	1
9	(外)バスケ	2	1	3	6
10	(外)バドミントン	0	1	3	4
11	(外)バレエ	0	0	1	1
12	(外)野球	2	0	3	5
13	(外)陸上競技	5	1	5	11
1	陸上競技	1	6	2	9
2	剣道	2	4	8	14
3	サッカー	4	5	6	15
4	野球	6	9	6	21
5	男子卓球	0	1	13	14
6	女子卓球	3	4	11	18
7	男子バスケ	9	6	6	21
8	女子バスケ	5	5	0	10
9	男子バレー	4	6	6	16
10	女子バレー	10	8	6	24
11	水泳	5	5	10	20
12	ソフトボール	1	1	4	6
13	体操	0	0	1	1
14	男子テニス	12	6	10	28
15	女子テニス	10	0	9	19
16	吹奏楽	17	16	18	51
17	音楽	0	1	4	5
18	美術	8	11	10	29
19	パソコン・科学	6	4	1	11
20	未加入	13	10	21	44

酒田四中

部活名	1年	2年	3年	部活計	1年	2年	3年	部活計
男子バスケットボール	12	1	11	24	12	1	11	24
女子バスケットボール	5	1	7	13	5	1	7	13
男子バレーボール	1	4	7	12	1	4	7	12
女子バレーボール	6	9	7	22	6	9	7	22
男子卓球	16	7	0	23	16	7	0	23
女子卓球	3	4	0	7	3	4	0	7
野球	14	7	14	35	14	7	14	35
サッカー	0	4	1	5	0	4	1	5
男子ソフトテニス	1	7	4	12	1	7	4	12
女子ソフトテニス	11	5	4	20	11	5	4	20
ソフトボール	0	0	5	5	0	0	5	5
陸上競技	8	7	5	20	8	7	5	20
柔道	1	5	2	8	1	5	2	8
剣道	3	0	2	5	3	0	2	5
吹奏楽	15	15	11	41	15	15	11	41
音楽	1	1	3	5	1	1	3	5
科学	4	8	5	17	4	8	5	17
美術	8	5	6	19	8	5	6	19
水泳	2	2	3	7	2	2	3	7
バドミントン	1	4	2	7				
外部サッカー	9	10	4	23				
空手	0	1	0	1				
ゴルフ	0	0	0	0	19	32	34	85
リトルシニア	0	0	2	2				
その他(かるた,習字,ダンス,少林寺)	7	7	6	20				22%
未加入	2	10	20	32				
合計	130	124	131	385	130	124	131	385

酒田六中

3 組織

	部活動名	顧問	3年	2年	1年	計	集会場所
運動部	野球	渡邊 雅正・宮崎 建	6	7	4	17	3の4
	サッカー	平岡 拓也・藤丸 寛	2	4	0	6	図書室
	陸上(男女)	齋藤 元・小山 千恵子	7	8	13	28	3階学習室
	ソフトテニス 男子	荒木 洋平・宮嶋 真佐美	6	7	3	16	2の4
	ソフトテニス 女子	進藤 美沙・宮嶋 真佐美	6	6	12	24	1の3
	バスケットボール男子	池田 ひとみ・高山 拓	8	5	4	17	2の1
	バスケットボール女子	畔上 由佳・高山 拓	2	6	5	13	1の1
	バレーボール 男子	阿部 雄峰・松田 有希	3	5	5	13	2の3
	バレーボール 女子	大類 正宣・松田 有希	5	7	2	14	1の2
	卓球 男子	渡部 由佳・佐藤 涼子	7	2	7	16	3の2
	卓球 女子	藤 佳那子・佐藤 涼子	5	2	8	15	3の2
	剣道	今井 潤一・松本 孝博	8	5	0	13	第2理科室
文化	美術	佐藤 直子・五十嵐 友紀	16	9	10	35	美術室
	吹奏楽	齊藤 るり・石塚 由紀	5	11	11	27	音楽室
準部	水泳	松田 有希	5	1	2	8	3の1
	柔道	松本 孝博	2	0	3	5	体育館ステージ側
	体操	佐藤 涼子	1	0	0	1	2の2
合 計							
未加入		石黒 愛					体育館昇降口側

鳥海八幡中

【部別生徒数集計表】

項目	1年			2年			3年			全体		
	1男	1女	1計	2男	2女	2計	3男	3女	3計	男子	女子	合計
野球	1	/	1	3	/	3	3	/	3	7	/	7
陸上	2	0	2	1	5	6	3	0	3	6	5	11
水泳	0	1	1	3	0	3	2	1	3	5	2	7
体操	1	0	1	4	0	4	0	0	0	5	0	5
男子バスケ	9	/	9	5	/	5	16	/	16	30	/	30
女子バスケ	/	0	0	/	0	0	/	6	6	/	6	6
テニス	/	2	2	/	2	2	/	6	6	/	10	10
卓球	3	0	3	1	1	2	9	0	9	13	1	14
剣道	2	0	2	4	1	5	0	1	1	6	2	8
バレー	/	3	3	/	7	7	/	7	7	/	17	17
吹奏楽	0	10	0	0	0	0	0	5	5	0	15	15
総合文化	4	1	5	1	4	5	2	5	7	7	10	17
	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0
合計	22	17	39	22	20	42	35	31	66	79	68	147
部無加入	10	0	10	3	3	6	4	5	9	17	8	25

2025/5/9現在

項目	1年			2年			3年			全体		
	男子	女子	小計	男子	女子	小計	男子	女子	小計	男子	女子	合計
在籍生徒数	32	17	49	25	23	48	39	36	75	96	76	172

区分	部	男	女	合計	
運動部加入者	野球	7	/	7	
	陸上競技	6	5	11	
	水泳	5	2	7	
	体操	5	0	5	
	男子バスケットボール	30	/	30	
	女子バスケットボール	/	6	6	
	女子ソフトテニス	/	10	10	
	卓球	13	1	14	
	剣道	6	2	8	
	女子バレーボール	/	17	17	
	(外部)	0	/	0	
		小計	79	68	147
	文化部	吹奏楽	0	15	15
総合文化		7	10	17	
	小計	7	25	32	
	合計	79	68	147	
部無加入		17	8	25	

運動部加入率 = 66.9%
 文化部加入率 = 18.6%
 部加入率 = 85.5%
 部無加入率 = 14.5%

東部中

部 一 下	部活動	学年	男	女	計
1	野球	2	2		2
			2		2
2	陸上	1	2		2
		2	1	3	4
		3	1	2	3
			4	5	9
3	サッカー	1	2		2
		2	3		3
		3	2		2
			7		7
4	テニス	2	2	4	6
		3	4	4	8
			6	8	14
5	バスケ女	1		1	1
		2		4	4
		3		5	5
				10	10
6	剣道	2	1	5	6
			1	5	6
7	卓球	1	11	4	15
		2		8	8
		3	1		1
			12	12	24
8	体操	2		1	1
				1	1
9	吹奏楽	1	1	7	8
		2	4	5	9
		3	1	1	2
			6	13	19
10	美術	1	1	1	2
		2	1	6	7
		3	4	8	12
			6	15	21
11	その他	1	9	8	17
		2	6	3	9
		3	13	6	19
			28	17	45
	合計		72	86	158

酒田市教育委員会の方針

(1) 目的

「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築」
と「教員の働き方改革の推進」の両立

- 希望や目的に応じて自由に活動を**選択**できる環境を構築し、**多様な体験機会**を確保する。
- スポーツや文化芸術活動を通して生徒と**地域のつながり**を深め、地域の活性化を図る。
- 部活動改革に向けた体制整備を進め、**学校教育活動の一層の充実**につなげる。



酒田市教育委員会の方針

(2) 本市の方向性

「部活動の地域展開を含めた酒田市独自のスポーツ・文化芸術環境の整備」

◎休日の学校部活動を、各中学校区や競技種目を基本に、地域が運営団体や実施主体となるクラブに地域展開する。

(平日は、当面の間、教員や部活動指導員等による学校部活動を継続する)

◎実情に応じ、生涯学習(スポーツ・文化芸術)の視点、競技志向(アスリート・アーティスト)の視点により、地域の運営団体や実施主体、および地域クラブの整理・統合を図る。

(3) 参加者

「学校部活動に所属している生徒」「学校部活動に所属していない生徒」

「運動や芸術文化活動が苦手な生徒」「障がいのある生徒」等

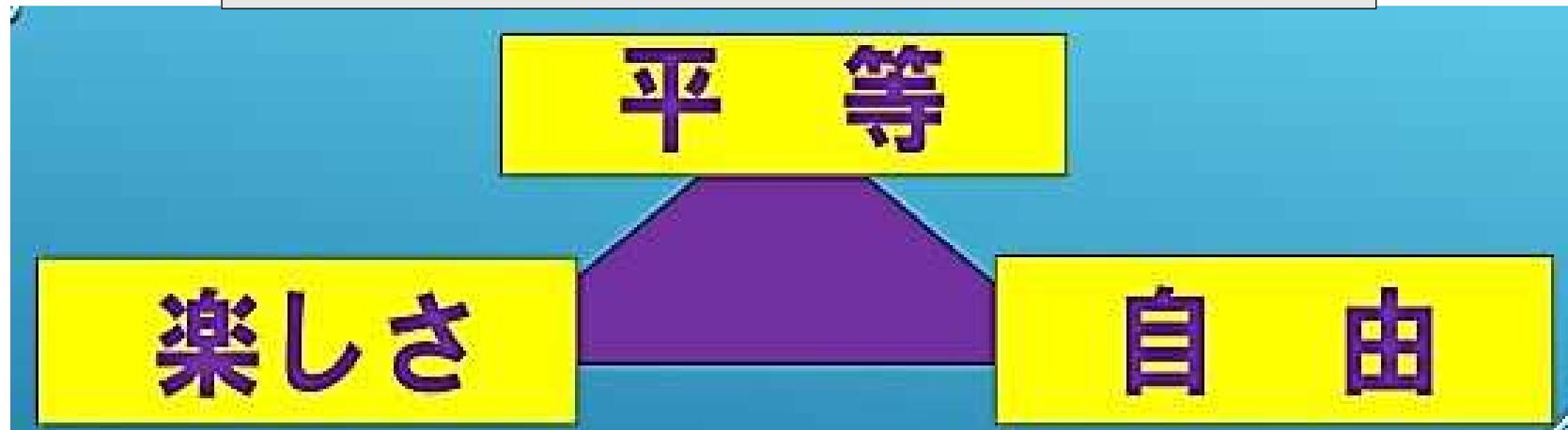
希望するすべての生徒



酒田市教育委員会の方針

(4)大切にしたいこと ～ 子ども主体の「新たな成長の場」～

格差がなく、すべての子どもたちに平等な機会



活動は楽しいもので、辛いものではない

選択・継続は自己決定、強制であってはならない

・市の中学生の「スポーツ・文化芸術環境」未来像

- (1) R5～R7… 平日は学校部活動、休日は可能なところから中学校区を基本に地域クラブ活動
- (2) R8～ … 平日は学校部活動、休日は地域クラブ活動に地域展開



酒田市教育委員会の方針



スポーツ・文化サポーターバンク

- 1、スポーツ・文化芸術活動の指導経験があり、指導が可能な方
- 2、スポーツ・文化芸術活動の経験があり、指導もしくは指導の補助が可能な方
- 3、地域クラブの運営（事務処理等）に協力できる方

- ・ 「スポーツ・文化サポーター（以下、「サポーター」という）」は、指導者資格の保有が必須条件ではありませんが、地域クラブでの大会出場を考えたとき、各競技の中体連大会参加における必要な資格を有することを推奨します。
- ・ 技術指導のみならず、指導者としての資質を最も重要視します。そのため、市独自の「サポーター登録証」を発行するとともに、「サポーターセミナー」への参加を努力義務とし、指導や活動内容の定期的な点検をおこなうことを義務とします。



サポーター・セミナー

「子どもの体づくり」と「コーチング」

1 目的

(1) 信頼される指導者の育成

子どもの指導に当たる際に必須である、子どもの体づくりや適切なトレーニング方法等について研修する。

(2) 指導力の育成・向上

子どもの自主性や考える力、意欲を伸ばすコーチングのあり方等について研修し、子どもの自立を促す指導者としての資質の向上を図る。

(3) 指導人材の発掘

指導経験のある者、指導意欲のある者、クラブ運営のサポートに携わる者を発掘し、生徒の指導やサポートに当たろうとする動機づけを図る。

2 内容

(1) 指導に関すること

「実技指導、安全・傷害予防に関する知識・技能」

「用具・施設の点検・管理」

「事故やトラブルがあった場合の対処」

(3) その他

「生徒の健康や体づくりに関すること」

(2) 管理に関すること

「生徒の安全の確保」

「体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメント
などの行為の絶無」

「生徒の基本的な人権などの権利擁護」



サポーター・セミナー

第1回 「コーチング」

5月24日(土) 13:00～17:30

講師：元東京ガス野球部監督

元FC東京社長

東京ガス星光会 会長補佐

阿久根 謙司 氏

第2回 「体づくり」

11月8日(土)

講師：青山学院大学准教授

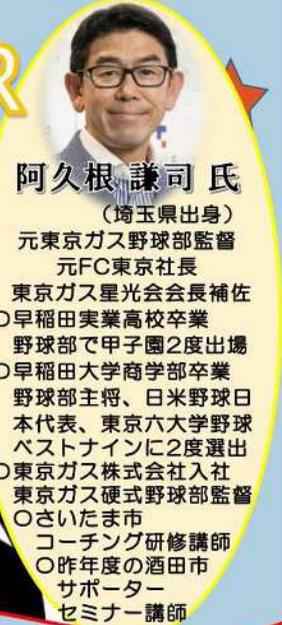
日本スポーツ協会公認

アスレティックトレーナー

星川 精豪 氏

令和7年度 部活動改革体制整備事業

SUPPORTER SEMINAR 2025 part 1



阿久根 謙司 氏
(埼玉県出身)
元東京ガス野球部監督
元FC東京社長
東京ガス星光会会長補佐
○早稲田実業高校卒業
野球部で甲子園2度出場
○早稲田大学商学部卒業
野球部主将、日米野球日本代表、東京六大学野球ベストナインに2度選出
○東京ガス株式会社入社
東京ガス硬式野球部監督
○さいたま市
コーチング研修講師
○昨年度の酒田市サポーター
セミナー講師

木の上に立って見ましょう!

～子どもの「自立」を引き出すコーチング～

5・24(土)

☆ コーチング実技
13:00～14:20

酒田市立第二中学校グラウンド

雨天時:第二中学校体育館

(協力:酒田市中学校サッカー部員)

☆ 講演会
15:00～17:30

酒田市立第二中学校体育館

奮ってご参加ください!

「自主性」の育て方

～「teaching」から「coaching」へ!～
「高い自覚性からは、創造性・積極性・個性・多様性等が発揮される」「指導者の管理態度とは、子どもの話に根気よく耳を傾け、気持ちを理解し、否定せずに最後まで聴くこと」と講師の阿久根氏は言う。

子どもの成長にかかわるサポーターとして酒田の子どもたちの自主性を育むためのコーチングを共に学びましょう。

セミナーは2部構成ですが、どちら一つへの参加も可です。申し込みは2次元コードかURLからお願いします! 電話も可



<https://forms.gle/Wy92LG5BvPvr7t1a9>

酒田市教育委員会学校教育課
部活動改革体制整備担当
TEL.0234-26-5775
FAX.0234-23-2257

〒998-8540 酒田市本町2-2-45 e-mail: gakkyo@city.sakata.lg.jp

対象 サポーター・部活動指導員・外部指導者
クラブ指導員・協会連盟関係者・保護者
教員 他、関心のある方(18歳以上)



目 的

- ・国の「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備事業」を本市として推進するにあたり、市としての部活動改革に係る基本的な考え方を明確にするとともに、部活動の地域展開の具現化を図るための検討組織を設立する。
- ・協議会を通して広く意見を求め、新たな酒田市独自のスポーツ・文化芸術環境の整備について市民への周知を図る。

内 容

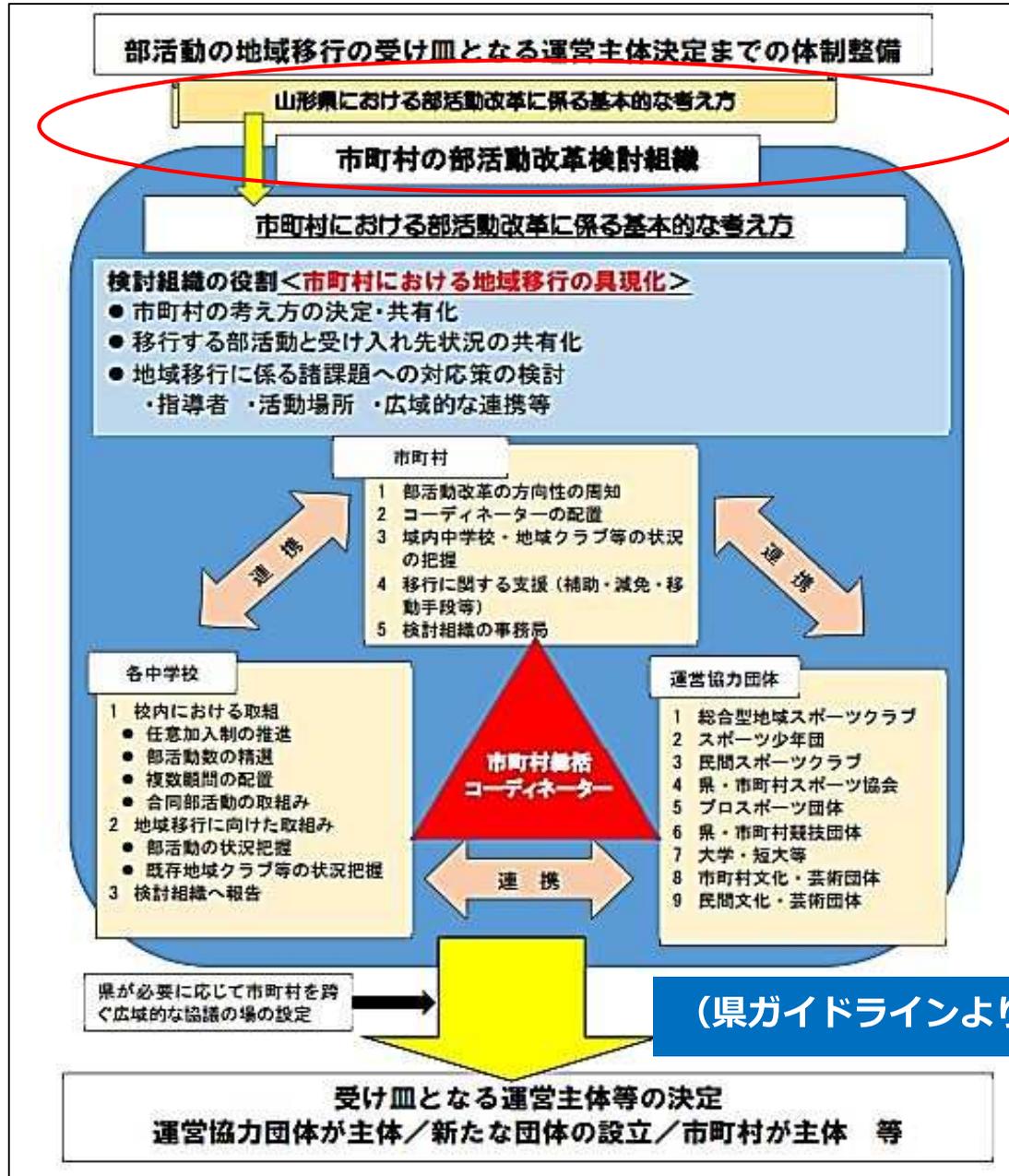
- ・協議会委員は、「山形県における部活動改革のガイドライン（令和5年3月：山形県教育委員会）」に則り、スポーツ・芸術文化団体関係者、地域クラブ関係者、中学校関係者、保護者とし、その他教育長が特に必要と認める者（有識者等）とする。令和7年度は18名とし、任期は1年で教育長が委嘱する。
- ・協議会の設置期間は、改革実行期間の令和13年度末までとし、一年度3回（6月・10月・12月）開催する。

令和7年度協議内容

回	時期	協 議 内 容
第1回	6月	① 部活動の地域展開進捗状況について ② 令和7年度の取り組みについて ③ 部活動改革に係る課題について
第2回	10月	① 部活動の地域展開状況報告(含 人材・場所) ② 令和8年度～令和10年度(実行期間前期)推進事業について

回	時期	協 議 内 容
第3回	12月	① 部活動の地域展開状況報告(含 人材・場所) ② 令和8年度～令和10年度(実行期間前期)の「部活動改革推進計画(案)」の検討





Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

（主な内容）

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』
（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）

I 山形県における部活動改革に係る基本的な考え方

1 部活動の位置づけ

- ・部活動は、生徒の自主的・自発的な活動であり、任意加入が前提の活動（学習指導要領）

2 休日の部活動の考え方

- ・部活動は、平日のみとし休日は原則行わない（大会等へ学校単位での参加を除く）

3 休日のスポーツ・文化芸術活動に対する考え方

- ・休日の活動は、活動を希望する生徒の自主的な活動である
- ・休日の活動を希望する生徒は、地域のクラブ等に所属するなどして活動する



「山形県における部活動改革のガイドライン」

（令和5年3月山形県教育委員会）」



酒田市中学校部活動等ガイドライン 概要版【酒田市教育委員会】

<p style="text-align: center;">部活動の意義</p> <p>学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。</p>	<p style="text-align: center;">目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動環境の構築 ○ 教員の働き方改革の推進 	<p style="text-align: center;">課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過度な活動による生徒の心身の疲弊 ○ 保護者の時間的、経済的な負担の増加 ○ 担当教員の多忙化 ○ 専門的指導力の不足 ○ 少子化に伴う部員数や部活動数の減少
--	--	--

部活動の活動時間及び休養日等の設定

<p style="text-align: center;">(1) 休養日</p>	<p>① 週当たり2日以上以上の休養日を設ける。 平日：少なくとも1日以上 週休日：少なくとも1日以上</p> <p>② 長期休業中の休養日：学期中に準じた扱い</p>	<p style="text-align: center;">(3) 活動の停止</p>	<p>① 学校の定期テスト前 ② 安全管理を行うことができない場合 ③ 気象警報発令時および熱中症警報の発令があった時 ④ 学校で法定感染症等が流行し、諸活動停止になった時またはその恐れがある時 ⑤ その他の安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合</p>
<p style="text-align: center;">(2) 活動時間</p> <p>※準備、後片付けの時間も含める。 ※運動部活動できるだけ短時間に、合理的かつ効果的・効果的な活動を行う。 ※文化部活動分野等の特性等を踏まえ、適正に活動を行う。</p>	<p style="text-align: center;">(探業日(平日))</p> <p>① 長くとも2時間程度とする。 ② 下校時刻以降の活動を行わない。 ③ 活動日数は、週4日以内とする。 ④ 朝の活動は行わない。 ※ 校長が特別な事情があると認める場合は、実施することができるものとするが、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。</p> <p style="text-align: center;">及び(週休日)</p> <p>① 長くとも3時間程度とする。 (目途：8：15～16：45) ② 日曜日を活動休止日とする。それができない場合は土曜日とする。 ③ 3連休等の場合は、最終日を活動休止日とすることが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">(長期休業中)</p> <p>① 学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定することが望ましい。 ② 長くとも3時間程度とする。 (目途：8：15～16：45) ③ 閉庁日の活動は行わない。</p> <p style="text-align: center;">(特別強化期間)</p> <p>「中体連主催大会」及び「中文連主催大会、吹奏楽・合唱連盟主催大会、コンクール、コンテスト、発表会など」の前に特別強化期間等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振り替える。</p>	<p style="text-align: center;">(4) 配慮事項</p>	<p>① 多様な体験の機会、家庭教育の機会、地域の活動の機会を尊重できるように行う。 ② 生徒の主体性を大切にし、家庭等での技能練習等を強制することのないよう配慮する。 ③ 遠征等移動の際は、他の保護者の車に同乗してはならない。 ④ 部活動を理由とする区域外通学及び学区外通学は認めない。</p>

学校管理下外の生徒の活動について

- (1) **クラブ・関係団体等での活動**
校長は、活動の実態を把握するよう努める。
- (2) **保護者会主催の活動(クラブ)**
校長は、保護者会が単独で練習会を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。
※ 保護者会主催の活動(クラブ)とは、単一学校の単一部活動の部員のみで構成し、当該学校の部活動に引き続き活動したり、部活動が休養日の時に活動したりすることをいう。
- (3) **部活動と同じ内容の学校管理下外の活動について**
校長は、各部顧問に対し、学校管理下外の「地域スポーツクラブ」及び「地域芸術文化関係団体」の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の部活動と「地域スポーツクラブ」及び「地域芸術文化関係団体」の活動日・活動時間を合わせても、本ガイドラインの基準内の活動となるように、クラブ関係者、地域芸術文化関係団体関係者、保護者の理解と協力を得られるよう指導する。
※ 学校の部活動顧問や部活動指導員、外部指導者がクラブの指導者となっており、構成メンバーが学校の部活動の部員とほとんど変わらないメンバーで、学校の部活動に引き続き行われたり、学校の部活動が休養日の時に活動したりする「地域スポーツクラブ」及び「地域芸術文化関係団体」の活動を指す。

大会や練習試合、コンクール、コンテスト、発表会、合宿等(以下「大会等」という)や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を計画し、休養日、活動時間を変更する際には、スポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し等を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなど、生徒や教職員の過度な負担とならないようにし、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振り替える。